

第4節 県及び市町の役割

(災害時情報連絡体制の確立)

第42条 県及び市町は、災害時において、速やかに情報連絡体制を確立することにより、災害及び防災に関する情報を収集するとともに、住民及び帰宅困難者に対し、迅速かつ的確な情報の提供に努めるものとする。

2 県は、市町が避難指示等を行う場合は、必要な助言を積極的に行うものとする。

(応急体制の確立等)

第43条 県及び市町は、災害時において、迅速かつ的確な避難、救助、医療等の災害応急対策が講じられるよう必要な応急体制の速やかな確立に努めるものとする。

2 市町は、県民や自主防災組織、関係機関等と連携して、避難行動要支援者等の避難を円滑に行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとし、県は、これを支援するものとする。

3 県及び市町は、災害時において、関係機関等と連携して、感染症の発生の予防及びまん延の防止その他の公衆衛生の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

4 市町は、指定避難所における避難行動要支援者をはじめとする被災者の生活環境の整備に努めるものとし、県は、これを支援するものとする。

(県から市町への応援)

第44条 県は、災害時において、市町から応援を求められ、又は応急措置の実施を要請されたときは、あらゆる手段の活用を検討し、速やかな対応に努めるものとする。